

本市における新型コロナウイルス感染症対策の対応について (5月11日以降の対応について)

長期にわたる新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策へのご理解とご協力に心から感謝いたします。

さて、本市では、政府の緊急事態宣言の延長を受けるとともに、大型連休明けであることを考慮し、5月10日までとしていた臨時休業を再度延長します。

併せて、下記の通り5月18日の週は、5月25日以降の完全再開に向け、感染防止対策を十分行いながら、段階的な取組を進めていくこととします。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業について

市内すべての小・中学校において、24日(日)まで臨時休業を延長とします。

なお、18日(月)から22日(金)までは、分散登校を進めます。

5月12日(火)から15日(金)までの登校日はありません。

但し、5月14日に政府専門家会議による「緊急事態宣言の評価」と「対象区域からの解除」等の状況により、学校再開を早める可能性もあります。

2 登校日について

(1) 一斉登校日

○ 5月11日(月)【給食なし】

- ・ 2時間程度で下校(登校時間については各学校から連絡します。)

(2) 分散登校日

○ 5月18日(月)から22日(金)の期間で実施【給食有り】

- ・ 分散登校の実施方法については、各学校より11日(月)登校日に連絡があります。お子様1人あたり、5日間で1~2回の登校になる予定です。

3 臨時休業中の対応について

(1) 基本的な過ごし方

○ 「不要不急な外出を避け、なるべく外部との接触を避ける」こととします。

○ 休業中の部活動は中止とします。また、学校の体育施設の貸出しも中止とします。

(2) 「児童生徒の緊急避難的な学校での受け入れ」及び「放課後児童クラブ児童の学校での受入」について

○ 緊急避難的な学校の受け入れの申込みは、4月末の「同意書」を適用することとします。なお、変更がある場合は必ず学校又は児童クラブへ連絡してください。

○ 登校日(一斉・分散)も、該当児童生徒の受け入れは実施します。

○ 臨時休業の延長は、児童生徒が集団生活をする学校における感染リスクを避けることを目的として実施するものであることを十分にご理解いただき、できる限り各家庭で対応していただきますようお願いいたします。

<裏へ続く>

(3) 屋外での活動（運動）について

- 感染予防対策を十分に講じ、近くの公園や学校の運動場などの屋外で、軽度な運動を1～2時間程度行うことを可能とします。
(身体接触をあまり伴わない、縄跳び、ジョギング、散歩、遊具遊び等とします。)
- 学校の運動場が開放できる時間は、午前10時から午後4時までとします。
- 臨時休業中の運動場での活動（運動）については、災害共済給付制度の適用外となりますのでご了承ください。

(4) 教育支援番組の放送（ケーブルメディアワイワイ 111ch ※無料チャンネル）

- 番組名：「おうちdeスタディ」
- 放送時間：30分（陰山メソッド・体操15分／外国語活動・国語・算数等15分（小学生向け））
- 放送日時：5月7日（木）～22日（金）平日
午前9時～、午後5時30分～
（午後の回は外国語活動・国語・算数等15分のみです。）

4 感染拡大防止のために

- 引き続き毎朝の検温等を確実にを行い記録カードへ記入してください。
- 発熱や風邪の症状がある場合には外出は控えるようにしてください。
- 多くの人数で誘い合ったり、狭い空間に集まったりすることがないようにしてください。（三密「密閉空間」「密集場所」「密接場面」を避けましょう。）
- 他県への不要不急の往来はできるだけ控えるようにしてください。
- 石けんなどを活用した小まめな手洗いや消毒、うがい等をしっかり行うようにしてください。

5 その他

- 学校再開を早める場合、もしくは市内や近隣地域に感染者が確認され、登校日の実施も難しくなった場合は、市のHPに情報を掲載するとともに、各学校を通して、今後の対応について連絡致します。

（学校教育課）